

第5章 計画の推進に向けて

1 目標指標

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況の成果を具体的に測るため、次のとおり目標指標を設定しました。

目標値は、平成27年度の第四次防府市総合計画の見直し時点（中間年度）及び平成32年度の計画期間に合わせ設定するとともに、その成果を検証し、計画に反映させていきます。

施策の柱Ⅰ 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

目 標 指 標	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
「幼保・小連携教育研修会」に参加する保育園・所、幼稚園の割合	71%	80%以上	90%以上
全国学力・学習状況調査の正答率の全国比	小-0.3pt 中+0.1pt	小+1.0pt 中+1.0pt	小+1.5pt以上 中+1.5pt以上
就学指導に係る「校内委員会」を毎学期実施する小・中学校の割合	36%	60%以上	100%
全国学力・学習状況調査「本やインターネットを使ってグループで調べ学習をよく行っている」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小 10.6% 中 6.0%	小 13.0% 中 8.0%	小 15.0% 中 10.0%
全国学力・学習状況調査「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	75%	80%	85%
1,000人当たりの不登校児童生徒数	12.1人 (平成23年度)	10.9人	9.7人
いじめの解消率	94.6%	100%	100%
「1/2成人式」(小学校)や「立志式」(中学校)等を行っている学校の割合	小 88% 中 10%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
山口県体力テストの総合評価がC以上の児童生徒の割合	70%	75%	80%
全国学力・学習状況調査「朝食を毎日食べていますか」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	90%	93%	95%

目 標 指 標	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
危険予測学習（KYT）の 3 つの内容（生活安全・交通安全・災害安全）の実施学校の割合	53%	70%	90%
小中一貫教育に取り組む中学校区の割合	9%	27%	55%

施策の柱Ⅱ 地域ぐるみの教育の推進

目 標 指 標	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
街頭巡視活動参加者数（年間）	2,375 人	2,450 人	2,700 人
放課後子ども教室開設箇所数（延べ数）	8 箇所 (平成 25 年度)	10 箇所	15 箇所

施策の柱Ⅲ 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

目 標 指 標	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
小・中学校施設耐震化率	81.9% (平成 25 年度)	96.1%	100% (平成 30 年度)
全国学力・学習状況調査「家や図書館で、月曜日から金曜日、1 日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という設問に「全くしない」と答えた児童生徒の割合	小 23.9% 中 37.2%	小 22% 中 35%	小 20% 中 33%
地産地消導入率	45%	50%以上	50%以上

施策の柱Ⅳ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

目 標 指 標	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」の利用件数（年間）	44 件	75 件	90 件

目 標 指 標	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
「生涯学習指導者バンク」登録者の派遣回数 (年間)	68 件	85 件	100 件
市内で開催する人権学習に関する研修会、講演 会等への参加者数 (年間：延べ人数)	4,756 人	5,200 人	5,700 人
公民館利用者数 (年間：延べ人数)	199,579 人	210,000 人	220,000 人
ソラール入館者数 (年間)	60,111 人	64,000 人	68,000 人
図書館館外個人貸出者数 (年間：延べ人数)	152,845 人	156,000 人	161,000 人

施策の柱Ⅴ 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進

目 標 指 標	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
市指定文化財件数 (延べ数)	62 件	65 件	70 件
文化財郷土資料館入館者数 (年間)	2,092 人	2,800 人	3,500 人

2 計画の推進

(1) 計画の推進

本計画を推進するにあたっては、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を認識しながら、連携・協働を強め、社会全体で教育の振興を図ることが重要です。

(2) 計画の周知

本計画の趣旨については、広報紙やホームページ等を通じて、広く周知を行い、教育関係者をはじめ市民の皆様の教育に対する意識を高め、理解と協力を得ながら円滑な推進を図ります。

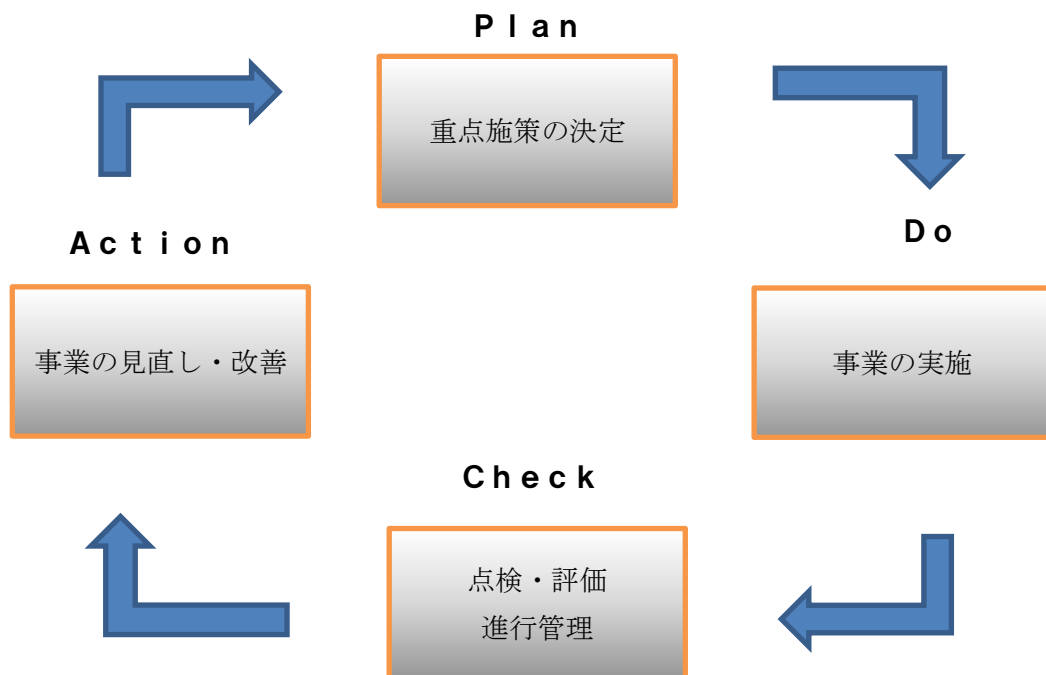
(3) 計画の進行管理と財政措置

本計画を着実に推進するためには、各施策の進捗状況について定期的な点検と結果の検証が不可欠であることから、毎年度、教育委員会が実施する「教育行政に関する点検・評価」制度により外部の有識者の知見を活用し、進行管理を行うとともにその結果を公表します。

また、計画の実現のため、毎年度、「教育行政重点施策」を決定し、PDCAサイクルに基づく見直しを行い、次年度の施策や事業に反映させるとともに、本計画で掲げた本市教育のめざす姿を実現するため、施策の取組に必要な財政上の措置を講じるよう努めます。なお、国・県等の支援制度についても積極的に活用します。

(4) 計画の見直し

計画期間中に新たに生じた課題に対応するため、計画の見直しは必要に応じて行います。



参考（資料編）

- 防府市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 防府市教育振興基本計画策定委員会委員名簿
- 防府市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱
- 策定経過

防府市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成24年7月1日制定

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 教育振興基本計画の策定に関すること
- （2） その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員15人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 学校教育関係者
- （3） 各種団体等関係者
- （4） 公募による者
- （5） その他教育委員会が必要と認める者

2 前項第4号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

（任期）

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

防府市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等（役職）
学識経験者	◎ 佐々木 司	山口大学教育学部（教授）
学校教育関係者	村 上 恭 子	防府市小学校長会（新田小学校長）
	中 村 清 澄	防府市中学校長会（桑山中学校長）
	藤 井 勇 夫	山口県立防府高等学校（校長）
	○ 石 村 剛 仁	防府市小学校 PTA 連合会（向島小 PTA 会長）
	中 谷 泰 〔田 中 裕 志〕	防府市中学校 PTA 連合会（桑山中 PTA 会長） 〔防府市中学校 PTA 連合会（国府中 PTA 会長）〕
	清 水 博 道	防府市幼稚園連盟（佐波幼稚園長）
各種団体等関係者	佐 川 美枝子	防府市社会教育委員の会議（社会教育委員）
	澤 田 光 穂	防府市体育協会（会長）
	岡 田 利 雄	防府市文化協会（会長）
	兒 玉 識	防府市文化財審議会（委員）
	藤 村 聡	防府市子ども読書活動推進連絡協議会（会長）
公募による者	吉 末 豊 和	市民公募
	吉 次 和 彦	市民公募
	田 村 迪 子	市民公募

◎は委員長、○は副委員長、〔 〕書きは異動等にもなう途中退任者

防府市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

平成24年7月1日制定

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するため、防府市教育振興基本計画策定庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 庁内委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 教育振興基本計画の策定に関すること
- （2） その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

（組織）

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

2 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、庁内委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、庁内委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 庁内委員会は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第7条 庁内委員会に、第2条に規定する事項に関して調査、研究及び資料の作成等を行わせるために、庁内委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、教育委員会各課の課長補佐をもって構成する。

（事務局）

第8条 庁内委員会及び作業部会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

防府市教育振興基本計画策定庁内委員会名簿

区 分	職 名
委 員 長	教育長
副委員長	教育部長
委 員	教育部次長
委 員	教育部次長（図書館長）
委 員	教育総務課長
委 員	学校教育課長
委 員	生涯学習課長
委 員	スポーツ振興課長
委 員	文化財課長
委 員	教育総務課主幹（学校耐震化推進室長）
委 員	学校教育課主幹（学力向上推進室長）
委 員	学校教育課主幹（学校給食管理室長）
委 員	生涯学習課主幹（人権学習室長）

策定経過

年月日	会議名	概要
平成24年10月 4日	第 1 回策定庁内委員会	策定体制・策定方針・策定スケジュールの検討
10月15日	第 1 回策定委員会	委員委嘱、委員長・副委員長選出 策定体制・策定方針・策定スケジュールの確認
11月19日	第 2 回策定庁内委員会	学校教育、生涯学習、文化・スポーツに関する現状と課題の検討
11月29日	第 2 回策定委員会	学校教育、生涯学習、文化・スポーツに関する現状と課題の検討
平成25年 2月 6日	第 3 回策定庁内委員会	計画の基本的な考え方、今後取り組むべき施策の検討
2月18日	第 3 回策定委員会	計画の基本的な考え方、今後取り組むべき施策の検討
5月 8日	第 4 回策定庁内委員会	前回意見への対応の確認 基本施策の具体的な取組の検討
5月21日	第 4 回策定委員会	前回意見への対応の確認 基本施策の具体的な取組の検討
7月 4日	第 5 回策定庁内委員会	前回意見への対応の確認 計画の推進と目標指標の検討
7月22日	第 5 回策定委員会	前回意見への対応の確認 計画の推進と目標指標の検討 計画（素案）の確認
8月20日 ～9月19日	パブリックコメント実施	計画（素案）に対する市民意見聴取
10月 3日	第 6 回策定庁内委員会	パブリックコメントの結果報告
10月11日	第 6 回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 計画（素案）の最終確認
2月18日	教育委員会 2 月定例会	計画議案の意見聴取
3月26日	市議会 3 月定例会	計画議案の議決